九州建設情報社

福岡県、公共工事の労務費ダンピング防止へ

新ルール１１月導入、労務費や材料費等５項目の必須記載事項追加

福岡県は、建設業の担い手確保や労働者の処遇改善、資材価格転嫁の円滑化を図るため、公共工事における労務費ダンピングを防止する新たな取り組みを令和８年１１月１日以降に入札公告・指名通知を行う案件から適用する。工事費内訳書への記載事項の追加「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（入契法）」の改正に伴い、応札者は入札時に材料費や労務費等を記載した工事費内訳書の提出が義務付けられる。

内訳書の必須記載項目は、①材料費、②労務費、③法定福利費（事業主負担分）、④安全衛生経費、⑤建設業退職金共済契約に係る掛金（建退共）の５項目。原則として指定様式での提出となるが、必要事項が記載されていれば任意様式での提出も可能。未記載の場合の取り扱いと経過措置上記５項目の記載が漏れている場合や様式違い等がある場合は、原則として「無効の入札」として取り扱われる。

ただし、令和９年１０月３１日までに入札公告・指名通知を行う案件に限り、記載がない場合でも暫定的に無効とはしない猶予期間が設けられている。

なお、福岡県では現在「労務費ダンピング調査」の実施落札候補者が提出した工事費内訳書の直接工事費が、発注者設計額を基準とした「一定水準」（発注者設計額×０.９７）を下回る場合には、書面（理由書）による理由確認が行われる。合理的な理由が確認できなかった場合は、建設業法に基づく調査を行う者（建設Ｇメン）へ通報される仕組みとなっている（※合理的な理由が確認できない場合でも、直ちに契約が無効・制限されるわけではない）。

①【参考様式】入契法１２条に基づく内訳書（令和８年１１月～）

②【Ｑ＆Ａ】工事費内訳書の記載事項の追加について